

○ 保険仲立人保証金規則（平成八年法務省・大蔵省令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（権利の実行の申立ての手続）</p> <p>第一条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第四十三条第一項に規定する権利の実行の申立てをしよ うとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二百九十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十九条第二項の規定により金融庁長官の権限を財務局長又は福岡財務支局長に行わせる場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調査書を作成しなければならない。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>（保証金の取戻し）</p> <p>第十二条 「略」</p> <p>「2〇6 略」</p>	<p>（権利の実行の申立ての手続）</p> <p>第一条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第四十三条第一項に規定する権利の実行の申立てをしよ うとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二百九十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十七条第八項の規定により金融庁長官の権限を財務局長又は福岡財務支局長に行わせる場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調査書を作成し、これに署名押印しなければならない。</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>（保証金の取戻し）</p> <p>第十二条 「同上」</p> <p>「2〇6 同上」</p>

<p>7 第一項の承認を受けた者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前項の規定により交付を受けた取戻しを承認する旨の証明書をもって足りる。</p> <p>(公示等)</p> <p>第十六条 令第四十三条第二項並びに第四項及び第五項（これらの規定を第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項及び第七条第一項（これらの規定を第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。</p> <p>2 「略」</p>	<p>7 第一項の承認を受けた者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前項の規定により交付を受けた取戻しを承認する旨の証明書をもって足りる。</p> <p>(公示等)</p> <p>第十六条 令第四十三条第二項並びに第四項及び第五項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項及び第七条第一項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	